

アメリカ移民統計と「非合法」外国人労働者

喜 多 克 己

はじめに

アメリカ合衆国は移民によって形成された国である。これは過去においてそうであっただけでなく、現に「1970年代から1980年代はじめにかけて、アメリカ合衆国は絶対数において、世界の残りの国全体を合せた移民受入数の2倍にもあたるものを合法的に入国させている」(Briggs, 1984, p. 1)。

もし非合法入国者を含めれば、この期間のアメリカ全人口増加分の約4割は移民が占めるという勢いである。

したがって、アメリカの人口と労働力の規模、構成にとって移民の流入が大きな影響与えないわけではない。

しかし、アメリカの移民統計は移民が労働市場におよぼす影響という観点からみようとすると、のちに検討するようにきわめて不十分である。

ところで、アメリカの移民制度の運用には多くの連邦政府機関がかかわっており、それぞれが各局面にかんする業務活動の結果をデータとして提供している。もちろん、このような統計データの収集・作成は、それぞれの機関にとっては、その行政上の主要任務に付随する副産物生産であることから、これらはつねに政府経費削減の対象とされている。

現に、移民と労働市場のかかわりについてのデータ不足が指摘されていても、その改善には多くの障害がある。

移民制度の運用にかかわる連邦機関のうち、もっとも重要な役割を担っているのが司法省移民帰化局 (U. S. Department of Justice, Immigration and Naturalization Service) — 以下INSという — である。

INSは移民法の運用に必要な規則、規定、指針を作成する権限をもっている。INSはまた、アメリカの沿岸や国境地帯において非合法入国者を直接撤去する (INS国境パトロール) など法規の日常的な執行および関連する行政上の規制にも責任をもっている。それらの活動結果からINS統計が作成され、これがINS統計年報 (Statistical Yearbook of INS) として毎年公表され、アメリカ移民データの主要な源泉となっている。

又、労働省および国務省も移民制度の管理、運用において特定の役割を受持っている。

労働省はアメリカ市民に家族としての結びつきを持たない移民志望者に対し労働証明書を

発行する責任をもっている。これは国務省による移民査証の発給又は司法長官による永住権の認可に先立って行われるものである。労働省はまた、非移民短期労働者（H-2）——移民国籍法第101条H-2項による——について、司法長官に当該労働者の必要性にかんする勧告を行ない労働許可書を発行する責任をもっている。これら労働証明書および労働許可書を交付された労働者数の統計は労働省労働証明部で作成されている。

また、国務省は、あらゆる外国人訪問者および合法的移民資格を望むものに査証（visa）を発行する責任をもっている。国務省査証局（Visa Service）は移民（合法的永住外国人）および非移民（合法的一時滞在外国人）に対する査証発行件数および査証発行拒否件数の統計を作成している。

そのほか、厚生省（社会保障局、公衆衛生局）、教育省、財務省（関税局、国税庁）なども移民制度運用のそれぞれの局面にかかわる業務を行ない関連データを作成している。厚生省社会保障局は外国人が就職、銀行預金口座開設のさいに必要となる社会保障書を発行する。また、公衆衛生局は外国人に対する健康診断を実施する。教育省は外国人留学生の受入校の認定、財務省は外国人の入国時の関税法による物品、通貨の申告、アメリカ滞在中の外国人の税金などに関わる業務を行っている。

これまで述べてきたのは連邦政府機関の業務のなかで記録・収集された情報から得られる統計データについてであった。

これとは別に、統計の作成したいを目的とした統計調査の結果から得られる移民関連統計の源泉として商務省センサス局の人口センサスをあげておかなばならない。

センサス局は10年ごとの人口センサスにおいて「アメリカ生れ」と「外国生れ」の区別をしている（海外で生れても両親がアメリカ市民であれば「アメリカ生れ」となる）。

これによって10年ごとに全人口中の外国生れ人口をストックでおさえることができる。

外国生れ人口について、さらに、その出生国別、入国年次別、市民権有無別、性別、年齢別、教育程度別、職業別などの各種統計が作成公表されている。しかし、センサスが与える「外国生れ人口」は非合法移民を含めた現実の移民人口を正確に語るものではないことに注意が必要である。

以上、各種の移民関連統計データの所在について概観したが、これらのなかでもっとも包括的な移民統計データを提供しているのはINSである。

そこで本稿では、INS統計年報の最新版（1986年度版）に収録されている移民関連統計を中心に、これらデータによる移民の動きと特徴を、労働市場へのインパクトを念頭におきながらみるとともにデータ問題にもふれておくことにしよう。

なお、あとに述べるように、1970年代のおわりころから、アメリカ議会をはじめとして多

方面にわたって大きな論議をまきおこしてきた移民改革法案が1986年11月6日に1986移民改革・管理法（IRCA）として成立した。20年ぶりの大きな移民法改訂である。

この法改正によって各種の移民の流れに多様な影響がでてくる筈である。しかし、1986年度（1985年10月1日～1986年9月30日）のINS統計には、これらの影響は当然のことながらまだあらわれない。

1. 移民（合法的永住外国人）のデータ

(1) 移民の増大

移民はアメリカ合衆国に合法的に永住を許可される外国人である。アメリカの移民法によれば、合法的移民としてアメリカに入国できる外国人は、（イ）数的制限を受ける割当移民（ロ）数的制限を受けない非割当移民 の2つのカテゴリーに分けられている。

（イ）数的制限を受ける割当移民とは1年間に27万人を限度として移民資格に優先順位をつけ、それによって配分されるもので1ヶ国につき2万人を限度に割当てられている。

ここで、優先権が与えられる移民とは、アメリカ市民や永住権者の親族関係者（ただし直近親族はつぎの非割当移民のカテゴリーに入る）および知的専門職の者、アメリカで不足している熟練または非熟練労働者となっている。

（ロ）数的制限を受けない非割当移民とは①アメリカ合衆国市民の直近親族 ——これはアメリカ市民の家族の集合を促進するためのもので両親、配偶者、子供に限られている。②特別移民 ——これは特定の聖職者、帰国永住権者である。ただし隣接する国に居住しアメリカに通勤する永住権者はコミューター（Commuter）として特別に扱われている。③永住に資格変更する難民および亡命者 となっている。

入国許可の手続は永住を志望する外国人が、そのときにアメリカ国内に居住しているか、又は外部に居住しているかによって異なる。

アメリカの外部に居住する有資格の外国人は国務省から移民査証の支給をうけたうえ、アメリカの通関港において入国を許可される。一時的資格ですでにアメリカ国内に居住している有資格の外国人はINSの地方事務所において、その資格を一時居住から永住に変更することになる。

アメリカの外部からの新規到来者についての情報の源泉は移民査証（国務省査証局）であり、国内居住者の永住資格への変更にかんする情報は永住許可書（INS）である。

すでに述べたところからも知られるように、移民データについて注意を要する点は、ある年のあいだに合法的永住を認められた移民数は、その年に実際にアメリカに入国したもので

はないことである。

なぜならば、合法的永住に資格変更を認められる移民の大部分は資格変更が行われる年より以前に非移民としてアメリカに入国している。そして、これらは合法的永住に資格変更される時点で、はじめて移民統計にあらわれるのである。この場合の多くは難民を含んでいる。難民は永住資格を申請するためには、それ以前に1年間、合法的に居住していることが要件とされている（1980難民法）。

こうして1986年の永住資格変更者の94%は、実際には1985年またはそれ以前に入国している。

1986年度(1985. 10. 1～1986. 9. 30)には全体で 601,708人の外国人が移民として認められた。これは1920年代前半以来の高い水準である。

1981～1986の1年あたり平均の移民数は58万、同じくこの期間の年平均のアメリカ人口1,000人あたり移民は2.4人となる。

アメリカへの移民流入が史上最高水準を示したのは1900年代の最初の10年間であって、この間の年平均移民数88万、人口1,000人あたり10.4人であった。

1980年以降の移民の水準は、1900年代最初の10年間のそれには及ばないものの半世紀ぶりの高い水準となった。（表1）

この傾向は人口センサスによってもたしかめることができる。

1980年センサスによればアメリカ全人口のうち外国生れの人（外国で生れたアメリカ市民の子供を除く）は、その絶対数でも比率でも1920年以来はじめて増大に転じている。（表2）

この数字は1920年以後1970年まで10年間隔で実施される前回センサスとくらべて一貫して減少をみてきたが、1980年においてはじめて増大に転じたのである。

ここでとくに1980センサスの数字について注意が必要である。それは、1970年代に著しく増大をみたと思われる「非合法」移民が1980センサスでは著しく過小にとらえられていると思われる点である。

1980センサスが実施されていた期間は「非合法」入国者の問題が全国的論争のまとなっていた時期と一致したことを考えれば、ただでさえ連邦政府職員との接触を避けようとする彼等が過小にとらえられたことは明らかである。

これらの事情から1980センサスの外国生れ人口数はもっと高い水準のものともみてよい。

ところで、あとにもふれるが、1986年の移民法改正は「非合法」入国者にかんする特赦と合法化措置を大きな柱としている。したがって、こんご数年にわたって合法的移民数が増大をつづけることは確かであろう。

かくして、1970年代から1980年代にかけて、アメリカは「大量移民の第4の波」(Briggs,

1984, p. 74)の渦中にあると言いうる。⁽¹⁾

(1) Briggsは大量移民の第1の波が1830～60年、第2の波が1860年代半ば～1880年代半ば、第3の波が1890～1914年、第4の波が1960～1980年の時期に生じたとしている。(Briggs, pp. 19, 24, 250, 251)

表1 アメリカへの流入移民数：1820～1986年

	総数	対人口比 (千人当り)		総数	対人口比 (千人当り)		総数	対人口比 (千人当り)
1820～1986	53,122	3.4	1965	297	1.5	1984	544	2.3
			1966	323	1.6	1985	570	2.4
1820～1830	152	1.2	1967	362	1.8	1986	602	2.5
1831～1840	599	3.9	1968	454	2.3			
1841～1850	1,713	8.4	1969	359	1.8			
1851～1860	2,598	9.3	1970	373	1.8			
1861～1870	2,315	6.4	1971	370	1.8			
1871～1880	2,812	6.2	1972	385	1.8			
1881～1890	5,247	9.2	1973	400	1.9			
1891～1900	3,688	5.3	1974	395	1.9			
1901～1910	8,795	10.4	1975	386	1.8			
1911～1920	5,736	5.7	1976	399	1.9			
1921～1930	4,107	3.5	1977	462	2.1			
1931～1940	528	0.4	1978	601	2.8			
1941～1950	1,035	0.7	1979	460	2.1			
1951～1960	2,515	1.5	1980	531	2.3			
1961～1970	3,322	1.7	1981	597	2.6			
1971～1980	4,493	2.1	1982	594	2.6			
1981～1986	3,466	2.4	1983	560	2.4			

1986 I N S統計年報より

表2 外国生れ人口

	実 数	全人口のうち比率
1920	14,020千人	13.2%
1930	14,283	11.6
1940	11,657	8.8
1950	10,431	6.9
1960	9,738	5.4
1970	9,619	4.7
1980	14,680	6.2

- 1) 各年人口センサスによる
- 2) Statistical Abstract of the U. S., 1988, p. 38

(2) 移民の出身国別構成の変化

1986年において、アメリカへの移民の最大の送地域はアジア(44.6%)であった。(表3)

これは、1965年の移民法改正による人種または出生地主義にもとづく移民法上の差別の廃止とともに始まった傾向の継続を示している。他方、ヨーロッパからの移民数(1986年で全体の10.4%)は明らかな減退傾向をひきついでいる。

1970年代の終りから、アジアの国々およびラテンアメリカの国々が「大量移民の第4の波」の主要な源泉となっている。

1980年代にはいると、アジア地域は一段とその比重を高め、総移民数の半分にせまるほどになった。1981～86の期間に大きな移民数を示した国は、第一にメキシコ、ついでフィリピン、さらにベトナム、中国(本土および台湾)、韓国であった。

いまや、メキシコとフィリピンがアメリカ移民の最大の供給国になったのである。

とくに、アジア地域からの移民の急激な増大はアメリカに入国したインドシナ難民が、順次、永住資格への変更を認められたことも大きな要因であった。

ところで、移民のうち1年間に27万という数的制限のある割当移民については、査証要求が制限をはるかに越えている。したがって、このカテゴリーの移民総数は年によってほとんど変わらない。移民の増加をもたらすことになっているのは数的制限をうけない非割当移民の増大のためである。そのうち、とくにアメリカ市民の直近親族(両親、配偶者、子供)が一貫して増大している。これは、ほぼ10年前の1977年には112,000人であったものが、1986年

には 224,000人と倍増している。

1986年についてみると、この直近親族の62%は「アメリカ市民の配偶者」（その24%はメキシコからの移民）であり、また、直近親族のうち「アメリカ市民の両親」は20%で、そのうちの67%はアジアからの移民であった。（表4）

表3 移民の出生地域別構成

	(千人)				
	1951~1960	1961~1970	1971~1980	1981~1985	1986
ヨーロッパ	1,492.2 (59.3)	1,238.6 (37.3)	801.3 (17.8)	321.8 (11.2)	62.5 (10.4)
北アメリカ	274.9 (10.9)	286.7 (8.6)	114.8 (2.6)	55.6 (2.0)	11.0 (1.8)
ラテンアメリカ	558.9 (22.2)	1,288.8 (38.8)	1,813.8 (40.3)	1,013.9 (35.4)	238.4 (39.6)
うちメキシコ	319.3 (12.7)	443.3 (13.3)	637.2 (14.2)	335.2 (11.7)	66.5 (11.1)
アジア	157.1 (6.2)	445.3 (13.4)	1,633.8 (36.4)	1,376.3 (48.0)	268.2 (44.6)
うちフィリピン	17.2 (0.7)	101.5 (3.1)	360.2 (8.0)	221.2 (7.7)	52.6 (8.7)
その他	32.4 (1.4)	62.3 (1.9)	129.6 (2.9)	96.8 (3.4)	21.6 (3.6)
計	2,515.5(100.0)	3,321.7(100.0)	4,493.3(100.0)	2,864.4(100.0)	601.7(100.0)

1986 I N S統計年報より作成

表4 移民の出生地域別・移民カテゴリー別人数（1986年度）

	総計	割当移民	非割当移民	非割当移民の内訳							
				直近親族				難民亡命者	の資格変更	特別移民	その他
				計	両親	配偶者	子供				
ヨーロッパ	62.5	22.7	39.8	27.3	2.9	21.6	2.7	11.9	0.3	0.3	
北アメリカ	11.0	4.8	6.3	5.8	0.2	4.8	0.9	0.0	0.1	0.2	
ラテンアメリカ	238.4	111.5	126.9	92.4	11.1	63.2	18.1	31.3	0.8	2.4	
うちメキシコ	66.5	20.4	36.2	44.2	3.4	32.8	8.1	0.0	0.1	1.7	
アジア	268.2	119.6	148.6	87.7	30.2	39.2	18.2	58.7	1.6	0.7	
うちフィリピン	52.6	19.7	32.8	31.7	9.4	14.2	8.0	0.4	0.6	0.0	
その他	21.6	8.4	13.2	10.3	0.8	8.8	0.7	2.5	0.2	0.2	
計	601.7	267.0	334.7	223.5	45.2	137.6	40.6	104.4	3.0	3.9	

1986 I N S統計年報より作成

(3) 移民の性別・年齢別構成

1986年に移民として認められた 602千人のうち男女別にはほぼ同数であった（男300,777, 女300,931）。

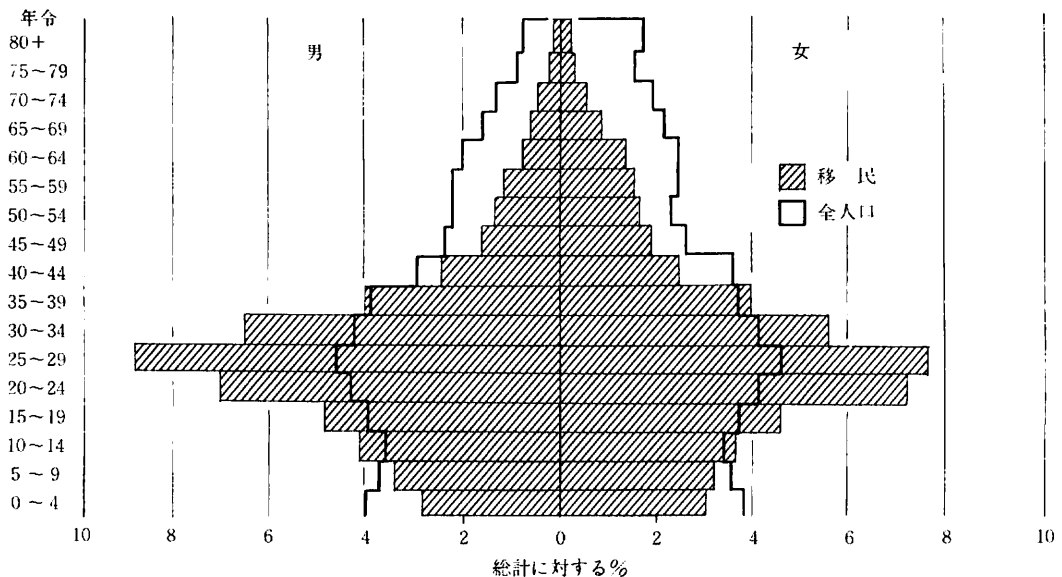
一方、年齢別構成では、アメリカ全人口のそれとくらべると20～34歳の年齢層に集中している。（図1）

移民人口が生産年齢層の中枢部に集中する構成をとっていることは、移民人口のアメリカ労働市場に与えるインパクトは大きいとみられる。

とくに、移民供給国の筆頭を占めるメキシコについてみると移民数の6割近くが男子で、しかも20～29歳のところに集中している。

これは、のちに「配偶者よび寄せ」という形での直近親族の移民増に結びつくものと思われる。

図1 移民およびアメリカ全人口の性別・年齢別構成（1986年度）



- 1) アメリカ全人口のデータはセンサス局人口現況報告による1986年7月1日現在の推定値
- 2) 1986 INS統計年報 p. xxi

(4) 移民の職業構成

合法的移民は移民査証を申請するさいに職業を明記するように求められる。これによって、従来、移民にかんする職業上のデータが与えられてきた。

1986年に認められた移民総数の約40%が入国時に職業を届け出た。

しかし、知的専門職従事者、またはアメリカで不足している熟練・非熟練的職業労働者など、いわゆる、職業上の優先権にもとづいて入国を許可されたものは、1986年において、移民総数約60万のうち4%弱(23,162人)にすぎない。(表5)

表5 移民の職業構成(1986年度)

	移 民	職 業 上 の 優 先 権 あり	職 業 上 の 優 先 権 なし
総 数	601,708(100.0)	23,162(3.8)	578,546(96.2)
専門的・技術的職業従事者	42,104(7.0)	9,635	32,469
管理的職業従事者	21,269(3.5)	4,079	17,190
販売従事者	12,255(2.0)	337	11,918
事務従事者	19,706(3.3)	516	19,190
精密製品製造・技能工・修理作業者	26,773(4.4)	1,722	25,051
組立・労務作業者	53,252(8.9)	542	52,710
農林漁業作業者	11,606(2.0)	91	11,515
サービス職業従事者	47,142(7.8)	4,771	42,371
計	234,107(38.9)	21,693	212,414
無職業者	338,801(56.3)		338,801
主婦	83,294(13.8)		83,294
失業・退職者	69,424(11.5)		69,424
学生・子供	186,083(31.0)		186,083
不明・報告なし	28,800(4.8)	1,469	27,331

1986 I N S 統計年報より作成

これら職業上の優先移民は、それぞれその職業にしたがってアメリカ労働市場に参入するであろう。これら職業上の優先移民については、その入国がアメリカ労働者の賃金、労働条件に不利な影響を与えるものではないことを示す労働省発行の労働証明書が必要である。

表5にみるとおり、入国時に職業を届出たもの、すなわち、1986年では、移民の40%が、一応、移民の労働市場参入率を示すものとみられる。

しかし、入国時に主婦又は学生と記入したのも、そのなかから新しい労働市場参入者が登場してくることは言うまでもない。

表6 移民の出生地別職業構成

	ヨーロッパ	北アメリカ	ラテンアメリカ	うちメキシコ
移民総数	62,512(100.0)	11,039(100.0)	238,419(100.0)	66,533(100.0)
専門的・技術的職業従事者	7,875 (12.6)	1,751 (15.9)	8,341 (3.5)	1,114 (1.7)
管理的職業従事者	3,310 (5.3)	971 (8.8)	4,630 (1.9)	809 (1.2)
販売従事者	1,383 (2.2)	396 (3.6)	4,509 (1.9)	785 (1.2)
事務従事者	2,617 (4.2)	528 (4.8)	8,456 (3.5)	991 (1.5)
精密製品製造・技能工・ 修理作業	3,938 (6.3)	336 (3.0)	15,276 (6.4)	3,691 (5.5)
組立・労務作業	3,997 (6.4)	443 (4.0)	34,627 (14.5)	16,382 (24.6)
農林漁業作業	684 (1.1)	58 (0.5)	3,798 (1.6)	2,278 (3.4)
サービス職業従事者	4,974 (7.9)	731 (6.6)	24,922 (10.6)	4,949 (7.4)
計	28,778 (46.0)	5,214 (47.2)	104,559 (43.9)	30,999 (46.6)
無職業者	33,734 (54.0)	5,825 (52.8)	133,860 (56.1)	35,534 (53.4)
	アジア	うちフィリピン	その他	
移民総数	268,248(100.0)	52,558(100.0)	21,490(100.0)	
専門的・技術的職業従事者	21,538 (8.0)	5,705 (10.8)	2,599 (12.1)	
管理的職業従事者	11,051 (4.1)	2,520 (4.8)	1,307 (6.1)	
販売従事者	5,276 (2.0)	1,001 (1.9)	691 (3.2)	
事務従事者	7,142 (2.7)	2,214 (4.2)	963 (4.5)	
精密製品製造・技能工・ 修理作業	6,625 (2.5)	1,403 (2.7)	598 (2.8)	
組立・労務作業	12,839 (4.8)	1,380 (2.6)	1,346 (6.3)	
農林漁業作業	6,938 (2.6)	1,578 (3.0)	128 (0.6)	
サービス職業従事者	13,790 (5.1)	3,694 (7.0)	2,725 (12.7)	
計	85,199 (31.8)	19,495 (37.1)	10,357 (48.2)	
無職業者	183,049 (68.2)	33,063 (62.9)	11,133 (51.8)	

1986 I N S統計年報より作成

ところで、すでに述べたように「大量移民の第4の波」の時期の大きな特徴は、移民の出身国別構成のドラマチックな変化を伴っていることであった。これは、当然、移民人口の職業構成の変化をひきおこすことになる。

表6は移民の出生地域別の職業構成を示したものである。(表6)

これによってみても、出生地域のヨーロッパおよび北アメリカ(カナダ)からラテンアメリカおよびアジアへの重心移動は、知的専門職従事者から半熟練・未熟練またはサービスの職業従事者への比重の高い構成へ、移民の職業構成の下向変化をひきおこすことになると言っているようにあろう。

(5) 移民の将来居住地の分布

到来する移民から収集された1986年の情報によると、彼等が将来の永住地として選んだトップの6つの州は、カリフォルニア、ニューヨーク、フロリダ、テキサス、ニュージャージー、イリノイである。そして、これら6つの州を永住地と定めた移民は全移民の72%に達した。永住地がこれら6つの州に集中するという傾向は、長い間、ほとんど変りない。

とくに、カリフォルニアは1976年以後、合法移民の最大の受入地としてあらわれており、1986年には、この州だけで全移民の28%を受入れている。

さらに、移民の定住地は、それぞれの州内における中心的大都市地域に集中している。ニューヨーク市、ロサンゼルス、シカゴ、マイアミ、サンフランシスコなどの大都市地域がそれである。1986年でみると、これら5つの都市地域で総移民数の1/3をひきうけている。

合法移民の集中地域は又、「非合法」移民の集中する地域でもある。それは「非合法移民は露見をさけるため、同じ人種的背景をもつ多くの人々がすでに定住している地域社会」を選ぶからである。ところで、「非合法」移民のもう一つのプールは農業労務請負人が雇用する移動農業労働者の集団の中につくられている。これについては後で述べる。

そして、「わが国の100万以上の人口をもつ35の都市地域について検討した結果、これらの地域の製造業の賃金上昇率は、これらの地域の移民人口規模と逆相関した」(Briggs, pp. 77~78)という。

2. 非移民(合法的一時滞在外国人)のデータ

非移民(nonimmigrants)は永住のためではなく、特定の一次的期間、アメリカに合法的に入国、滞在する外国人である。量的にみて、もっとも代表的な非移民は数日から数ヶ月の間、観光査証で入国する旅行者であるといつてもよいが、そのほか、非移民には外国大使から外国

人留学生に至るまで各種多様なものを含んでいる。アメリカ移民法によれば、非移民とは移民資格を認められないその他すべてのカテゴリーの査証申請者なのである。

そして、非移民については、収入を伴う就業が許されるのは、全体のうち、数の上で、ごく小部分である。

たとえば、1986年度にアメリカに入国した非移民総数は約1050万人（国別にみて、これのトップが日本からの入国者で170万人、2位がイギリスの127万人）であった。その大部分（70％）は観光目的の訪問者で、これはアメリカ国内において働くことが認められない。

このほかアメリカを通過する外国人（2.3％）も、もちろん働くことは許されない。これ以外の非移民カテゴリーは、それぞれ当該査証の資格の範囲内において、特定の条件のもとでのみ収入を伴う就業が認められている。

したがって、これらの就業は限定的なものであってアメリカ労働市場に全般的に影響をおよぼすというものではない。

いま1986年度の結果について働くことが認められている非移民のカテゴリー別人数を示すと表7のとおりである。

表7 就業可能な非移民カテゴリー別人数（1986年度）

カテゴリー	査証記号	人 数
貿易家・投資家	E	103,714
学 生	F-1	261,205
特殊技能者	H-1	54,426
短期労働者	H-2	28,014
訓練生	H-3	2,919
交換訪問者	J-1	130,416
アメリカ市民の婚約者	K-1	7,147
同系企業内転勤者	L-1	66,925
		654,766

1986 I N S 統計年報より作成

特殊技能者（H-1）とは、オペラ歌手、ピアニスト、俳優など専門家としてすぐれた功績と卓越した才能をもつ人々のことである。

訓練生（H-3）とは、工業、農業、商業、その他の分野において、個人または団体の招聘によりアメリカ式のビジネスにかんする知識をうる目的で入国するもので、研修に付帯す

る生産活動はアメリカ人労働者の雇用機会を圧迫しない限りでのみ許されることになっている。

これらとは異なって、短期労働者（H-2）は長年にわたり大きな論争を生んできた非移民労働者計画にかかわる一時的入国者である。

前に述べたように、非移民入国者の大部分は、アメリカ滞在中は収入を伴う仕事を許されない。しかし、短期労働者は、明らかに就業を目的として入国するのである。

すなわち、国内労働力の不足を補う外国人労働者の雇用という性格をはじめからもったものである。

もっともH-2に区分される非移民のなかも、さらに細かくみれば多様な職業のものが含まれている。たとえば、資格の点で、H-1ビザ又はJ-1ビザでは入国できない専門的、技術的職業従事者などもここに含まれる。

しかし、H-2区分の非移民全体のなかで単一最大の職業をなすものは農業労働者である。

そして賃金・労働条件の点からみると、非農業H-2労働者は、その存在が労働市場に影響を及ぼすというよりむしろ、彼等の賃金じたいが労働市場の状況を反映していると言われるのに対して、農業H-2労働者のそれは、局地的であるとは言え、農業労働市場にマイナスの影響を与えている。H-2労働者の入国にさいしては、アメリカ国内において同等の能力を有する労働者がえられないということや、外国人労働者の入国がアメリカ国内における労働者の賃金、労働条件にマイナスの影響をおよぼさないことが条件（労働省がこれらの証明に責任をもつ）とされているにもかかわらずである。

短期農業労働者（H-2）の導入にあたっては、導入を計画する雇用主は労働者と特別な補償契約（indemnity agreement）を結びINSに報告書を提出することになっているが、そのまえに、外国人労働者が必要であることの証明を求めるグローワー（農園主）とその証明に責任をもつ労働省との間には、つねにトラブルのたねがある。

ところで、非移民農業労働者計画の原型を定めたものは、現行の農業H-2計画の前身をなす非移民ブラセロ計画（Bracero Program）であった。

ブラセロ計画は1942年8月にアメリカ議会において作成、制定されたもので、アメリカとメキシコの政府間協定として調印されたメキシコ人労働者計画である。

この計画は、その発端から1964年末の終了に至る22年の間、各種の曲折と波乱に富む歴史を展開した。1950年代の後半のピーク時には、年間50万近いブラセロ労働者が合法的ゲストワーカーとして受入れられ、計画終了時までには、この計画によってアメリカの農場で働いたメキシコ人労働者は通算500万人に達した。

表8にブラセロ計画および農業H-2計画によって入国した一時的雇用の外国人労働者数

表8 アメリカ農業の一時的雇用外国人労働者数

	一時的雇用 外国人総数	国 籍				
		メキシコ人	英領インド諸島 (フィリピンを含む)	カナダ人	日本人及び フィリピン人	スペイン人
1951	203,640	192,000	公 9,040	2,600	—	—
52	210,210	197,100	法 7,910	5,200	—	—
53	215,321	201,380	78 7,741	6,200	—	—
54	320,737	309,033	に 4,704	7,000	—	—
55	411,966	398,650	よ 6,616	6,700	—	—
56	459,850	445,197	る 7,563	6,700	390	—
57	452,205	436,049	ブ 8,171	7,300	685	—
58	447,513	432,857	ラ 7,441	6,900	315	—
59	455,420	437,643	セ 8,772	8,600	405	—
60	334,729	315,846	ロ 9,820	8,200	863	—
61	310,375	291,420	労 10,315	8,600	40	—
62	217,010	194,978	働 12,928	8,700	404	—
63	209,218	186,865	者 12,930	8,500	923	—
64	200,022	177,736	14,361	7,900	25	—
65	35,871	20,284	10,917	4,670	0	—
66	24,080	8,647	11,194	3,683	0	477
67	23,959	6,125	13,578	3,900	0	356
68	13,704	0	10,723	3,600	0	381
69	16,221	0	13,530	2,300	0	391
70	17,937	0	15,470	2,004	0	463
71	14,235	0	12,143	1,541	0	551
72	12,847	0	11,419	1,107	0	321
73	13,551	0	11,712	1,458	0	381
74	14,197	0	11,625	1,250	0	322
75	12,426	0	11,245	970	0	211
76	12,325	0	11,568	572	0	185
77	12,266	0	11,661	399	0	206
78	11,581	0	10,955	312	0	274
79	12,791	0	12,246	287	0	258
80	11,544	0	11,004	391	0	149
81	12,226	0	11,566	454	0	206
82	7,065	0	6,374	506	0	185

INS各年次統計年報およびStatistical Abstract of the U. S. 各年版より

を示しておく。(表8)

ブラセロ労働者の性格はつぎの特徴点の要約によって明らかであろう。

- ① 単身の男子労働者であること。
- ② 滞在期間は雇主の必要に応じたものであること。
- ③ 仕事はきつく魅力的なものではないこと。
- ④ 賃金と労働条件について最低限の政府管理が存すること。
- ⑤ 雇用の気に入らない労働者は国外に追放されること。
- ⑥ 雇主の気に入った労働者は来シーズンも呼ばれること。

(P. L. Martin and D. S. North, 1984)

この政府管理の非移民労働者計画は、メキシコの低賃金労働プールの開発を意図した、徹頭徹尾、アメリカの雇主本位のものであって、その実質は「合法的奴隷制」(Legalized slavery)(L. C. Majka and T. J. Majka, 1982, p. 136)と呼ばれるにふさわしいものであった。そして、ブラセロ計画は事実上、「ウエットバック(非合法労働者)を雇用するための公認の募集制度以上のもではなくなった」(Garcia Y. Griego, 1983, p. 66)。

このブラセロ計画が、とくにアメリカ南西部の農業労働市場に与えた影響は大きく、1950～1970年の間に、南西部の農業労働者の主力をなしていたメキシコ系アメリカ市民(チカノ)は、急速に、都市労働市場に追いやられた。そして農業労働者の組合組織化活動も中断をよぎなくされたのである。

ブラセロ計画は、公民権運動の高揚(1964年公民権法成立)のなかで1964年末に終結したが、それ以後の非移民農業労働者計画は、1952移民・国籍法(公法 414)によるH-2外国人短期農業労働者計画によって行われるものだけとなっている(ブラセロ計画は議会の特別条例によって制定されたが、国の移民法には包含されていなかった)。

現在、農業H-2労働者の主な利用者は、フロリダ州のさとうきび栽培(英領西インド諸島労働者を使用)、メイン州の木材伐採・搬出業(カナダ人を使用)、ニューヨーク・ヴァージニア・その他東部諸州のりんご栽培(英領西インド諸島労働者を使用)、北西部の牧羊業(スペイン人を使用)である。そして、最近では、毎年入国許可される農業H-2労働者の90%以上は英領西インド諸島(ジャマイカ出身者が圧倒的)からやってくる。これらの労働者は全面的に雇主への従属を強いられており、また、雇主はそれぞれ強力な政治的圧力団体をとおしてこれらの労働者を確保している。そして、送出国では、この労働者の選抜過程において増収賄が常態化しているという。

「農業H-2計画は、その先行者である悪名高いプロセロ計画の不快な特徴のすべてをひきついでいる」(Briggs, p. 107)

又、H-2 農業労働者の雇主は、この計画が、いろいろの規制の強化によって利用しにくくなれば、これに代るものは非合法移民であると主張している。(Briggs, p.108)

これは1964年末のブラセロ計画の終了とともに非合法移民の流入が一挙に加速されたという事実からも真実であろう。

このように、非移民外国人労働者計画は、一方で、アメリカ市民労働者の賃金・労働条件に不利な影響を与えながら、他方、「非合法」移民問題とも深くからみ合って存在している。

たとえば、ブラセロ計画という政府管理の非移民労働者計画が実施されていた時代には、非合法入国メキシコ人労働者、すなわち、リオグランデ川を渡河する「wetbacks」（水に濡れた男）を処理する主要な手段は、彼等を合法的ブラセロ労働者に転換する —この過程を「drying out」（乾かす）と称する —ことによって非移民労働者計画にくみいれることであった。(Majkas, p.156)

そして「ブラセロ計画が終末に近づき、1960年代中頃に終結すると非合法労働者の流入が急増した。このことは、非合法入国者が以前のブラセロに取って代りつつあったことを示唆している」(Reubens, 1983, p.191)。要するに「ブラセロ労働者と非合法労働者は相互に代役を務めた」のである (Garcia Y.Griego, 1983, p.77)。

3. 「非合法」移民（無検査入国者・ビザ不正使用者）のデータ

(1) 「非合法」移民の呼び名をめぐる論議

I N Sが毎年公表する統計年報には、アメリカに入国する、あるいは、アメリカ国内に居住している「非合法」外国人 (illegal aliens) の数そのものにかんする統計はない。

I N Sもこれが移民データの最大の空白分野であることを自ら認めている。(1986 I N S 統計年報 p. xi, Data Gaps)

「非合法」移民の規模や特性について、よるべき公式のデータが存在しないということの前に、まず、そのような現象をどのような言葉で呼ぶべきか、その実体をあらかず呼び名をめぐる論争がある。

その経緯を要約してみれば次のとおりである。(Briggs, p.129)

南西部において広く使用されている呼び名に Wetbacks(ウェットバック)がある。この言葉はスペイン語の“水に濡れた男”(los mojados)の直訳だが、アメリカに密入国する者が全部国境(リオグランデ川)を泳いで越えてくるわけではない。それにこの言葉はスラングであり嘲笑的ひびきをもっている。

メキシコ以外の国からも入国する者を含めて、非合法移民がアメリカ国民全体の問題であ

ると認識されてくるのに伴って、illegal entrants (不法入国者), illegal aliens(不法外国人), illegal immigrants(不法移民), deportable aliens (追放すべき外国人), undocumented workers (証明書所持労働者)などの新語がぞくぞくあらわれた。

しかし、これらの言葉のどれもが、すべての人々に完全に受入れられているわけではないし、アメリカ移民法に違反する人々のすべての形態を適切に表現していかない。

たとえば、正式の証明書(ビザ)をもって合法的にアメリカに入国したが、ビザの期限がきれても滞在している者は、不法入国者ではないし、もともと証明書を持っていないわけでもない。

また、immigrant(移民)という言葉もこのさい適切ではない。この言葉は、もともと恒久的に定住しようとする人を意味している。

しかし、非合法入国者のある部分、すくなくともメキシコからやってくる人々の多くはこのような意向をもたない。

さらに別の観点からつぎのような主張もある。すなわち、アメリカに流入してくるこれらの労働者は貧困を耐え忍び生計の糧をうるため、もっぱら仕事を求めてやってくるのである。

これらのいかなる人々も犯罪人の汚名をきせられるべきではない。この意味から、ウェトバックとか不法外国人(illegal aliens)というような世間一般で使用されている呼び名は妥当ではなく、undocumented workers(書類所持労働者)と呼ぶのがもっともよい。

しかも彼等の流入はアメリカ政府およびアグリビジネスによって直接、間接に助長されてきたのであるから、これらの労働者は、アメリカへのたんなる侵入者(intruders)なのではない(M. J. Pfeffer, 1986, pp. 262, 282)。

たしかに、1964年末をもってブラセロ計画が終結するのに伴って、ブラセロ労働者数と同規模ないしこれを上回る「非合法」移民労働者の流入が生じたという事実は、アメリカ政府の一定の政策的意図の転換をはなれては考えにくい。

「ブラセロ計画の終結とともに「国境開放」(open border)政策が実施された」のである。

この政策によって「証明書をもたずに国境を通過する多数の労働者が、事実上、放任された」「メキシコ人の継続的移動を放任するこの国境開放の維持は低賃金で管理しうる労働力を保証する政策が行われている証拠である」(W. H. Friedland, 1984, p. 172)

アメリカの移民法に違反する人々を述べるのに使用されるこのような呼び名をめぐる論争の背景には根深い両国の歴史的関係に由来する事情のあることも見逃せない。

すなわち、アメリカ合衆国の現在の広大な南西部の土地は、かつて、メキシコの領土であった。この土地は、そこに住んでいたメキシコ住民とともにアメリカの領土拡張戦争の結果としてアメリカに吸収された(メキシコ全領土のおよそ半分)という歴史的遺産がある。

こうして「19世紀の中頃にアメリカがメキシコにおしつけた両国の国境は、今世紀の中頃までは、アメリカで仕事を求めるメキシコ人にとって障害となるものではなかった」(Martin and North, 1984)。

新しく設定された国境はまさに政治的境界であって、いずれの側に住む住民の間にも自然地理的障壁や人種のちがいは存在しなかったのである。国境をこえるいわゆる「不法」移民を規制しようというアメリカの動きがはじまったのは1920年代であった。

国境パトロールが創設されたのちは、アメリカ国内における労働力供給にかんする配慮のかん点から、あるときは「ウェットバック」追討作戦、またあるときは国境開放による「非合法」移民流入の放任というように政策の大きな振幅があった。それにもかかわらず、アメリカは基本的に、大量の過剰人口をかかえるメキシコを低賃金労働力の供給源として、未熟練労働者主体の共通の労働市場にくみこんできた。

このような事情のもとでは、仕事を求めて国境をこえるメキシコ人労働者をたんに“侵入者”と呼ぶことへの反発は理解しうるところであろう。

しかし、これら「非合法」移民は、アメリカ国内労働者、とりわけ熟練度の低い仕事に従事する労働者によって、限られた雇用機会を盗むものとして敵意をもってみられている。

組織労働者も、この点にかんして、これらの国内労働者に味方してきた。

「AFL-CIO指導部は不法移民をアメリカの労働者に加わらせないよう精力的に闘ってきた」(“The Wall Street Journal”, Wednesday, Oct. 15, 1986)。

(2) 「非合法」移民関連のデータ

移民法にもとづいて退去を強制される状態におかれている外国人は大きく2つのカテゴリーに分けられる。

1つは非合法的な方法で国境をこえて入国するものである。これらの入国者は必要な証明書類をもっていない、したがって、入国のための検査を受けていない。INSはこれらの入国者を“検査なしに入国する者”(entered without inspections: EWIS)と呼んでいる。

もう1つは、一定の入国地点(Port of entry)を通過して合法的に入国、滞在している。したがって、証明書類(査証など)を持っている。しかし、ビザの期限をこえて滞在していたり、当該の非移民査証で許可されている以外の就労(いわゆる資格外活動)を行っている者である。さらに虚偽の証明書類により入国、滞在している者も含めて、これらは“ビザ不正使用者”(visa abusers)と呼ばれる。

これらの2つのカテゴリーが「非合法」移民の2つの存在形態をなすと言ってよい。これら2つはそれぞれ独自の性格をもっている。

まず、無検査入国者の存在は司法省 I N S 国境パトロールの法執行活動にかかわり、ビザ不正使用者の存在は国務省（海外駐在）査証担当領事官の業務にかかわる。もちろん、不正使用者の探索・逮捕は I N S が責任を負う。

そして、大まかに言えば、無検査入国者の大部分はメキシコ人であり、ビザ不正使用者の多くはメキシコ以外の国からの入国滞在者である。

ところで、これら「非合法」外国人数を統計でとらえるとすれば、フローとしては一定期間内に非合法的に流入する無検査入国者を主とする動態的集団としてとらえられるであろうし、又、ストックとしては一定時点において非合法的に居住しているビザ不正使用および無検査入国の滞留者という静態的集団としてとらえられるであろう。

ところが、アメリカに入国する、あるいはアメリカ国内に居住している「非合法」外国人にかんする統計は I N S 統計年報にはなにも存在していない。また、I N S のほかにも十分に信頼するに足る公式の推定もないと言ってよい。

唯一、「非合法」移民に関連した統計として、I N S が移民法の執行による活動の結果作成した移民法違反者の逮捕・国外追放にかんする業務統計がある。

しかし、この統計は I N S 国境パトロールによる無検査入国者の一部の逮捕数を示すものであって、すでにアメリカ国内に居住しているビザ不正使用および無検査入国の滞留者をほとんど含まない、いわば、「非合法」移民の氷山の一角をとらえたものにすぎない。これをもって、現存する「非合法」移民の規模の指標とするわけにゆかないことは言うまでもない。

とくに“ビザ不正使用”の大部分は決して逮捕されないであろう。I N S もアメリカ国内に居住し働いている“ビザ不正使用者”を苦勞して捜し出すよりも、南西部国境に沿って無検査入国者を逮捕するほうが効率的であるし、成績をあげるためにはそのほうが適していることを昔から心得ているという。

とりあえず、I N S 統計年報によって「非合法」移民の逮捕者数のデータを示そう。

この統計数字は各報告年の間に 1 回以上逮捕された人となっており、同一人が 1 年間に 2 回逮捕されれば重複計上される。逮捕延人数である。

あとでもみるように、メキシコ人の無検査入国者は逮捕されてもほとんどが任意出国という形で国境をこえて送還される。

そして、これらの大部分は成功するまで再度アメリカへの入国を試みる。同一人が 1 年に何回も逮捕されるのはこのためである。

しかしながら、逮捕者数が 1970 年代中頃から 1980 年代にかけて急増しているのは、明らかに「非合法」移民数の増大を反映しているものと読んで間違いはない。

I N S は、1970 年代の 10 年間の逮捕者統計 830 万、そして、1986 年の 180 万という数字は

歴史的な新記録であるとその業績を誇示している」(1986 I N S 統計年報, p. xxxvi)

年次別推移をみると、逮捕者数は1964年末のブラセロ計画の終結とともに急増して現在に至っていることが明らかである。

これは、すでに述べたとおり、同計画の終結に伴ない、これに代って「非合法」移民が急増したこと — アメリカ政府の国境開放政策の実施を反映している。

表9 「非合法」移民の逮捕者数

年	逮捕者数	年	逮捕者数
1951-60	3,598,949	1971-80	8,321,498
1951	509,040	1971	420,126
1952	543,535	1972	505,949
1953	885,587	1973	655,968
1954	1,089,583	1974	788,145
1955	254,096	1975	766,600
1956	87,696	1976	875,915
1957	59,918	1977	1,042,215
1958	53,474	1978	1,057,977
1959	45,336	1979	1,076,418
1960	70,684	1980	910,361
1961-70	1,608,356	1981-86	7,560,513
1961	88,823	1981	975,780
1962	92,758	1982	970,246
1963	88,712	1983	1,251,357
1964	86,597	1984	1,246,981
1965	110,371	1985	1,348,749
1966	138,520	1986	1,767,400
1967	161,608		
1968	212,057		
1969	283,557		
1970	345,353		

1986 I N S 統計年報より

さらにさかのぼって、1953～54の逮捕者数の急増は、アイゼンハワー政権による「ウエットバック作戦」(J. Samora, 1971, pp. 51～55)と称する南西部国境地帯での密入国者に対する軍事スタイルの積極的掃討行動の結果を反映するものである。アイゼンハワー政権下の国境閉鎖による「ウエットバック」追放作戦(INS局長 J. M. スウィング元将軍が指揮)は、1951年の公法78の通過によって、ブラセロ計画が法的制度として恒久化したため、アグリビジネス＝グロワーの「非合法」移民労働者に対する要求が一時的にほとんどなくなったのを受けて行われたものであった。(Majkas, p. 144)。

又、1980～82年の逮捕者数の減少は、とくに当時の移民法改革論議の盛行のなかで、「非合法」移民問題が各方面の注意をあつめていたときに1980年人口センサスが実施されたことに関連している。

「非合法」移民がセンサスの実施に協力すれば、INSに密告されるのではないかという恐れを和らげるために、センサス局の意向に沿ってINSの手入れが控えられたという事情があった。

又、これに加えて、1981～82年のレーガン「行革」のなかでのINSへの予算・人員削減が、その任務執行(逮捕活動)を制約したことも影響しているという(Briggs, p. 133, Martinez, Farmline vol. v, No.1, Dec-Jan 1984)

このように、INSの「非合法」移民逮捕者数統計は、そのときどきの政治経済情勢を反映したINSの逮捕活動への力のいれ方いかんによって左右されている。また、すでに述べたように、INSの「非合法」移民に対する逮捕活動が、もっぱら、その国境パトロールによる南西部のメキシコ国境越えの無検査入国者に重点がおかれていることにも注意が必要である。

このことは、1986年のINS統計によれば、逮捕者177万人のうち、メキシコ国籍のものが95%、入国資格では無検査入国者が97%となっているところからも明らかであろう。

ところでINS統計は逮捕者数とそれらの国籍および入国資格を示すだけで、「非合法」移民のアメリカ労働市場へのインパクトを最低限示す指標となりうる逮捕者の性別、年齢、職業などは全く分らない。

もっとも、「非合法」移民の逮捕統計といっても、INSのこの統計は、もともと、国境パトロールによる南西部国境での密入国者の逮捕が主流であることから、職業については「仕事探し中」と答えるものが圧倒的であるという。(1986 INS統計年報, p. xxxvii)

ところが、UCLAの研究チームが1972～1975にロサンゼルスで実施した実態調査(対象者のうちメキシコ人が93%)——この調査について詳しくは後出——によれば「非合法」移民(無検査入国者)の70%は逮捕されたことがないと答えたという。ここから、「非合法」

移民の実数は逮捕数の数倍に達するという推定に信がおかれる(Briggs, pp. 133~134)。

I N Sは統計改善の試みの一つとして、1986年の逮捕外国人記録の抽出集計を行った。それによると、逮捕者は56の国籍を含んでいたが、そのうち97%がメキシコ国籍で、圧倒的に男性で、平均年齢は22.5歳であった(1986 I N S統計年報, p. xxxvi)。

まさに、ブラセロ労働者の特徴と一致していると言ってよい。

I N S当局は、移民法に違反して逮捕された外国人は、当然、追放すべき外国人(deportable aliens)であるとみている。

しかし、逮捕者に対してただちに退去が強制されるわけではない。

移民法違反の廉で逮捕された外国人(1986年度 177万人)の大部分(毎年およそ95%)は任意出国(voluntary departure)の手続きによってアメリカを離れることに同意している。もっとも、これは任意出国という名の「追放」措置であることには変りない。そのほとんどは逮捕後ただちにメキシコに送還される人々である。そして、これらのうちの多くが再びアメリカへの入国を企てること前述したとおりである。

任意出国の外国人は出国まで身柄を拘束され、I N S担当官がその出国をみとどける。

これらの任意出国者は、1986年度には 155万人に達した。

もし、逮捕された外国人が任意出国の提議を拒否するならば、その外国人にかんするファイルが作成され、I N Sが事件の処理を管理することになる。そして、最後には、移民審判官(Immigration Judge)の面前で意見聴取の機会が与えられることになり、I N Sの担当官は退去強制の根拠を書類によって立証しなければならない。しかし、ここに至る過程で当該外国人に再度、任意出国が提議される。この段階で任意出国を受入れれば、『訴訟者名簿管理下の要求出国』(required departure under docket control)というかたちでの「追放」となる。任意出国の提議がなされないか、あるいは受入れなければ、最終的に退去強制(deportation)というかたちでの「追放」となる。そして、退去強制を受けた外国人は向後5年間アメリカへの入国を許されない。

1986年度の『訴訟者名簿管理下の要求出国』というかたちの「追放」は28千人、退去強制というかたちの「追放」は23千人であった。ところで、I N S統計には、上に述べてきた逮捕、任意出国、要求出国、退去強制の特定年度についての内的関連を示すデータはない。また、特定年度の要求出国や退去強制というかたちの追放が、実際にすべて、その年度内に生じたものではないことに注意する必要がある。これは、当該外国人がこの国を離れたという証明受取によるタイムラグのためである。

逮捕統計はこのように各種の不備やかたよりをもつとはいえ、「非合法」外国人の実態把握の上で重要な示唆を与えるものである。

他方、すでにアメリカに居住し働いている「非合法」外国人の数についての推定は、研究者や政策担当者など多くの方面から、その必要性が長年力説されてきたにもかかわらず成功していない。このような数字は既存のいずれのデータシリーズからも入手が不可能である。

たしかに、いままでに、各種の推定が多くの機関や研究者によって試みられてきた。しかし、正確にはどんな方法で計算されたのかという段になると、いずれも納得しがたいものであった。

たとえば、INSは、32の地区事務所がそれぞれ行った推定をつみあげて、1973年現在アメリカに居住する「非合法」移民の規模を400～500万であるという推定を発表した。しかし、それぞれの地区事務所長の推定基準はまちまちで統一的形式はなにも存在せず、もっとも高い数字(800～1000万)ともっとも低い数字(100～200万)の中間点をとったにすぎないという粗末なものであった。

ところが、1974年のINS年報は、INS局長(L. F. チャップマン元将軍)の陳述として、突如、600～800万あるいは1000～1200万という推定を発表した。しかしこれも、それらの数字の推定技術に信を置きがたいとの評価が一般的であった。

そのほか、議会でも1979年の全国雇用・失業統計委員会および1981年の移民・難民政策特別委員会において「非合法」移民の規模をめぐる論議があり、いくつかの推定数字があげられているものの、いずれも統計的妥当性の疑わしいものであった。

最新の1986 INS統計年報(1987年10月公表)も「非合法」移民の問題にかんたんにつれられている。

これによれば、1970年代に推定報告された「非合法」居住者の数字は過大であって実際的なものではなかったと反省したうえ、長期滞在する「非合法」住民にかんするもっとも信頼できる推定として、1980年現在200～400万の範囲内にあったと述べている(1986 INS統計年報, P. x1)。いままでの推定とくらべれば大巾な下方修正である。

もっともこの数字は移民法改正が決着をみた後に公表されたものである。そのような事情も働いているのかも知れない。

一方、非合法的に流入・滞在する外国人について、センサス局は人口センサスおよびCPS(人口現況調査)によってストックとしての「外国生れ人口」の変動を追跡し、1980年以降の年純増を20万人と推定している。この数字も、いままで述べてきたところからするときわめて低いと思われる。

しかし、1980年の「非合法」居住者数200～400万人、そして、1980年以降の「非合法」居住者の年純増20万人という数字を前提すれば、大ざっぱにみて、1986年末の「非合法」居住人口は320～520万と言うことになる。仮にこのような推定が成り立つとしても、これ

はあくまで最低限を示すものであろう。

膨大な規模の「非合法」移民がアメリカを目指してやってくる第一の理由は、なによりも仕事にありつくためである。したがって、そのアメリカ労働市場へのインパクトは決してみすごせないものであろう。

しかし、すでに述べたように、これらを、いくらかでも明らかにできる統計データは存在しない。また、その全体構成が未知であることからランダムサンプルも抽出できない。

そこで、労働省の委託研究から2つの事例調査によって「非合法」移民の職業形態をみておく(Briggs, pp. 159-161)。

表10 「非合法」移民の職業分類別構成

	収容所での逮捕者調査 (1974~1975年)	ロサンゼルス市での調査(1972-1975年)		
		計	逮捕歴あり	逮捕歴なし
ホワイトカラー	5.4%	10.5%	6.6%	12.1%
専門的技術的職業従事者	1.6	4.3	2.7	5.0
管理的職業従事者	1.3	0.7	0.8	0.7
販売従事者	1.1	1.9	0.8	2.3
事務従事者	1.4	3.6	2.3	4.1
ブルーカラー	55.2	73.0	79.0	70.4
技能工	15.3	28.8	32.8	27.1
生産工程作業者	25.1	31.8	31.1	32.1
非農業労働者	14.8	12.4	15.1	11.2
サービス職業従事者	20.6	16.1	14.2	16.9
農業労働者	18.8	0.4	0.2	0.5
計	100.0	100.0	100.0	99.9

Briggs, 1984 : P. 160

- 1) 収容所での逮捕者調査はD. ノース, M. ヒュースタウン「アメリカ労働市場における非合法外国人の性格と役割: 実態調査」(1976)より。
- 2) ロサンゼルス市調査はUCLA研究チーム「ロサンゼルス労働市場における非合法住民」(1979)より。

1つは、D. ノースおよびM. ヒュースタウンによって1974～1975年に全国にわたって行われた逮捕収容中の「非合法」移民 793人についての調査（表注をみよ）であり、もう1つは、前にも一寸ふれたUCLAの研究チームによって1972～1975年にロサンゼルスにおいて行われた「非合法」移民2792人にかんする調査（表注をみよ）である。

2つの調査結果から「非合法」移民の職業分類別構成を示せば（表10）のとおりである。
（表10）

収容所での逮捕者調査では、全体の49%、ロサンゼルス市中心部での調査では93%がメキシコ人であった。又、前者では農業労働者が過大にあらわれ、後者では過小にあらわれているという。

表11 全アメリカ雇用者の職業別配分(1977)

	全アメリカ 雇 用 者	全ヒスパ ニック系	メキシコ系	黒 人
ホワイトカラー	49.9%	31.7%	27.2%	35.3%
専門的技術的職業従事者	15.1	7.4	5.6	11.8
管理的職業従事者	10.7	5.6	4.9	4.8
販売従事者	6.3	3.7	3.0	2.6
事務従事者	17.8	15.0	13.7	16.1
ブルーカラー	33.3	46.6	49.3	37.6
技能工	13.1	13.7	15.0	9.0
生産工程作業	11.4	20.9	20.4	15.1
運輸従事者	3.8	4.1	4.6	5.2
非農業労働者	5.0	7.9	9.3	8.3
サービス職業従事者	13.7	17.1	16.5	25.0
農業労働者	3.0	4.4	6.9	2.2
計	99.9	99.8	99.9	100.1
全 雇 用 者	90,546千人	3,938千人	2,335千人	9,812千人

Briggs, 1984, p. 161

- 1) M. ニューマン, 「アメリカ労働者の中のヒスパニック系の素描」, マンスリー・レバ
ー・レビュー, 1978年12月および「雇用と訓練」(大統領報告)1979年(GPO, 1979)
より

いずれにせよ、この2つの調査によれば、「非合法」移民の職業は農業労働者、サービス業労働者、非農業労働者などを中心に未熟練、半熟練職業従事に比重が高く、他方、ホワイトカラー職業従事はきわめて低くなっている。そこで、表11にアメリカの全雇用者の人種別・職業別構成をみよう（1977年の数字をとったのは前記の2つの調査の実施時期に近いものである）。

表10と表11を対比してみると、「非合法」移民の職業構成は、メキシコ系アメリカ人（チカノ）労働者のそれと類似している。

かくして「チカノ労働者も非合法移民も、ともに南西部5州の特定の都市、農村労働市場に集中しているという事実は、この2つのグループが同一労働市場における競争者である」（Briggs, 1984, P. 159）ことを示している。

このことは、たとえば、すでに2において述べたように、1950～1970年の間に、ブラセロ計画によるメキシコ人非移民農業労働者の導入が南西部のチカノ農業労働者を都市労働市場に押出す要因となったところからも首肯しうるところである。

4. 1986移民法改正と「非合法」外国人労働者

(1) 1986移民法改正の背景と経過

1960年代中頃からの合法移民の劇的増大（その内容はヨーロッパ系に代ってヒスパニックやアジア系が主流を占めるといふ出身地域別構成の変化を伴う）と併行して、とくに、1970年代にはいってメキシコからの「非合法」入国者が著しい増大を示したことを背景にしてアメリカ人は改めて国の移民政策に厳しい目を向けはじめた。

アメリカは移民の国であるが故に、いままでも、移民政策のなんらかの変更の試みは、つねに国の基本的政策にかかわるものとして大きな論争をひきおこしてきたのである。

多様な移民問題への関心がひろまるなかで、移民改革を促す立場からの次のような主張が世論の表面にでてきたと言ってよいであろう。

すなわち「現在、アメリカ合衆国が非合法移民に対して、なんら意味のある抑止手段をもたないという事実は、アメリカ合衆国が移民法を実施していると實際上、言明しえないことを、少くとも暗黙のうちに他の国の人々に知らせていることになる。この矛盾が正されるのでなければ、合衆国は筋の通った移民政策をもっているとは言えないであろう」（Briggs, p. 128）

議会でも移民法改正への企図は1970年代はじめに生じた。中心的问题是「非合法」移民の問題であった。

議会はカーター大統領が提出した非合法移民問題に対処するための立法上の提案にこたえて、1978年に移民・難民政策特別委員会(Select Commission on Immigration and Refugee Policy)の設置を決めた。同委員会は最終報告書を1981年3月1日に公表した。この報告書は、国のいままでの移民政策が全体として無秩序であったとしたうえで、つぎのように述べている。

「アメリカが移民の国であるというのは分りきった事であるとしても、もはや無制限の移民の国ではないし、それになることができないのも自明の理である」としたうえで「合法移民のための“正面玄関”を開けておくためには、非合法移民流入の“裏口”は閉められねばならない」と結論を下した(P. L. Martin, 1987(a))。

1981年新しく登場したレーガン政権は、この委員会の結論を検討するため司法長官を委員長とするプロジェクトチームを作りその検討結果を発表した。

こうした経過をへてレーガン政権は1981 総括的移民管理法 (Omnibus Immigration and Control Act of 1981)を議会に提出した。

その骨子は①非合法労働者と知りながら雇入れる雇主への制裁、②1980年1月以前から非合法に居住している外国人に対する特赦、③移民管理体制の強化、④新しい外国人労働者計画から成っていた。

このうちの外国人労働者(ゲストワーカー)計画は、実験的に2年間、年5万人の「単身労働者」をメキシコから入国させ1年未満の労働を認めるというもので、事実上、ブラセロ計画の復活そのものであった。この外国人労働者計画には、ヒスパニックの組織だけでなくAFL-CIOをはじめとする多くの団体が反対した。メキシコ側でも同様であった。メキシコ労働者同盟(CTM)委員長F. ヴェラスケスは「レーガンの提案は、メキシコ人労働者を“過度の搾取と奴隷状態に従属する現代史最大の戦略的労働予備軍”に変えようとするものである」と述べた。(Briggs, p. 120)

これは又、メキシコ政府の見解でもあった。

こうして、レーガン政権の提出した法案は委員会どまりに終わった。

その後、1982年には、議会は、上院および下院のそれぞれ移民小委員会の委員長をつとめるシンプソン上院議員(共和-ワイオミング州)とマゾーリ下院議員(民主-ケンタッキー州)により起草された包括的な移民法改革法案(俗にシンプソン=マゾーリ法案という)を移民法改革の超党派法案とするところまで進んだ。

シンプソン=マゾーリ法案は移民・難民政策特別委員会の結論に沿う内容を骨子としていた。

ところが、この法案は、1982、1983年とも上院は通過したものの下院は通らなかった。

1984年になって、はじめて、上下両院をそろって通過した。しかし、両院の法案は、重要な点で内容がくいちがっていたため一本化できず、再度、審議未了になった。

上院版は下院版とくらべて、非合法移民の雇主に対する処罰がきびしく、又、非合法入国者に対する市民権取得条件はより限定的であった。

さらに、法案審議の過程を一そう複雑にしたのがアグリビジネス＝グロワーの側からの利害のからみであった。

とくに、多くの非合法外国人労働者の雇用に依存する南西部のグロワー（農園主）は、一貫して、外国人労働者計画を移民改革法案にもりこむよう議員に対して強烈な働きかけを行った。

「通常、アメリカ人が軽べつしている骨の折れる圃場仕事をよろこんで引き受けるメキシコ人の安定した供給なしには我々はやってゆけない」(News-Press, July 1, 1986, Fortmyers, Florida)というのがアグリビジネス＝グロワー側の共通した認識であった。

しかし他方、この外国人労働者計画については、公民権運動の高まりのなかで終結に追いこまれたブラセロ計画の復活であるとの批判も根強かった。

ゲストワーカープログラムの対応については、上院と下院とでは重大な相異があった。

上院の見解は、概して、ゲストワーカープログラムの制定に批判的であって、現存のH-2計画による外国人短期労働者の受入規制を緩和すれば足りるというものであった。

しかし、アグリビジネス＝グロワーは、H-2計画の改革ではなく、新しいゲストワーカープログラムの制定をあくまで主張した。

彼等は「ブラセロ計画の復活に強い執心を示すが、他方、非合法労働者雇用の責任は取ろうとしない」(W. H. Friedland, 1984, p. 165)のである。

結局、1986年夏に妥協が成立した。それは、ゲストワーカープログラムの代わりに移民法改正法案に“農業特別条項”をいれるというものである。

この特別条項とは、農業で働いていた非合法外国人労働者の市民権取得条件を一般労働者のそれよりも大巾に緩和すること、および、農業労働者の不足が生じたときに補充労働者のかたちで外国人労働者の入国を認めるということの内容とするものであった。

こうして、シンプソン＝マゾーリ法案は新移民法 —1986移民改革・管理法（IRCA）として1986年11月6日に可決成立した。

これはアメリカ移民政策に30年来の大きな修正をもたらすことになる。

(2) 新移民法の改正点と問題

では、新移民法の主要な改正点について、さらに立入ってみておこう。

移民法改正の経過からも明らかであったように新移民法のポイントは以下の3点にある。
すなわち、

- ① 非合法入国者を雇った雇主に対する制裁 (Employer Sanctions)
- ② 非合法入国者に対する一般特赦 (General Amnesty for Illegal Aliens)
- ③ 農業に対する特別条項 (Special Provisions for Agriculture)

第一に、雇主制裁について。この条項は、雇主が労働者を非合法入国者であることを承知の上で雇うならば法律違反の罪を犯すことになる」と述べている。

1986年11月以後雇用される労働者は、すべて、合衆国において働く権利のあることを確約する証明書を雇主に提示せねばならない。

そのうえで、雇主と労働者は、ともに、INS Form I-9に署名しなければならない。雇主はこれを所持していることによって、故意に非合法外国人労働者を雇用したのではないことが確証されるのである。

しかし、雇主は何によって労働者の身元を確認するのか。偽造行為が日常化しているなかで、労働者の身元確認を通常の証明書（出生証明書、運転免許証、社会保障カードなど）で行ないうるものか。

それはともかくとして、このようなINS Formを持たずに外国人労働者を雇用した雇主には累進的な罰金刑が課せられる。すなわち、最初の違反のばあいには労働者1人につき250～2,000ドル、2回目の違反のばあい労働者1人につき2,000～5,000ドル、3回目には同じく5,000～10,000ドルの罰金である。

この雇主制裁条件はAFL-CIOおよび有力な事業家グループの強力な支持をえたが、他方、ヒスパニック系の諸団体を中心に一貫して強い反対が表明された。また、多くの市民的自由の組織の見解を代表してアメリカ公民権委員会(U. S. Civil Rights Commission)も雇主制裁条項の制定に反対した (Briggs, p. 171)

この条項はヒスパニック系住民の雇用に差別をもちこむことになるというのが主なる反対理由であった。

第二に、非合法入国者に対する一般特赦について。もし移民改革によって、最終的に、非合法移民の雇用が禁止されることになるならば、すでにアメリカ国内にいる非合法移民（過去の一定期日までに入国していたもの）について、ある種の特赦と合法化への道がひらかれることが必要であるというのが特赦条項のもとにある考えである。

一般特赦の申請者は1982年1月1日以降アメリカに継続的に居住していたこと、その間に重罪を犯さなかったこと、および、公的扶助を受けなかったことを文書で証明しなければならないとされている。また、基本的な市民の資格要件として初歩的な英語能力とアメリカに

についての初歩的理解をもつことが必要であるとされた。

一般特赦の申請手続期間は、1987年5月5日から1988年5月4日までである。

I N Sは、特赦を申請する人がI N Sに正式申請書類を提出するまえに、その適格性を確認することができるようにするため、全国、約1000の民間の団体（たとえば合衆国カソリック協議会のような）を“資格認定団体”（Q D E）に指定した。

申請書類を提出すると一時的な居住資格（臨時就労カード）が与えられる。さらに、12ヶ月以内に永住外国人資格または“グリーンカード”（永住権認定の外国人登録カード）の取得を申請することができる。また、1972年1月1日以降、アメリカに継続的に居住していたことを証明できる人については、即刻、永住外国人の資格が与えられる。I N Sは、一般特赦の申請者を、推定 200～ 390万になるであろうとみている。

ところで、この特赦条項については、国の法律に違反した者に特赦を与えるのは犯罪者に賞を与えるに等しいとして感情的に反発する向きも少なくなかった。

このような反発はさておき、いくつかの、一応の根拠をあげる反対論も根強かった。

たとえば、アメリカの非合法移民の形成要因として送出国のプッシュ要因が大きいとすれば、1回の特赦がさらに将来、何回もの特赦をひきおこすことになる恐れがあるというもの、あるいは、膨大な非合法移民人口の大多数が未熟練・低教育水準の状態にあるとすれば、これらの合法化は社会保障サービスを受ける広大な有資格者を、いっきよにつくり出すことになるだろうというものである。

他方、全国郡連合会(National Association of Counties)は2つの条件をつけて特赦条項の支持を表明した。1つは、雇主制裁の処置が将来の非合法移民を抑制するよう嚴重に実施されること。2つは、合法化計画によって生じる追加費用について連邦政府が州および地方政府に弁償すること、である。

I N Sの推定にもかかわらず、特赦を受けることになる「非合法」外国人は予想されるほどの数にはならないだろうという見解もある(P. L. Martin, 1987 (b), p. 96)。

その理由はまず、従来（とくに1970年代）の「非合法」外国人の人口数じたいが過大に推定されていたこと、そして、特赦のための資格要件が厳密であることによるという。さらに加えて、I N S恒例の深夜の手入れにつねにびくびくしながら暮らしてきた「非合法」移民にとってI N Sへの恐怖感がひどく強いことである。

特赦を受ける「非合法」外国人の数が予想されるほどのものでなく終れば、アグリビジネス＝グロワーが労働力不足を根拠に、すぐつぎに述べるような新法のゲストワーカー条項を発動させることは一そう容易になるであろう。

さいごに、農業に対する特別条項について。

すでに述べたように、農業特別条項は、アグリビジネス＝グロワーが新移民法にもりこむことを強力に要求したゲストワーカー・プログラムの代替物として新移民法に含まれることになったものである。

一言にして言えば、この特別条項は、アグリビジネス＝グロワーの要求にこたえて農業労働者の確保にかんして寛大な配慮を示したものである。

新移民法は、農業生産を生鮮商品生産と非生鮮商品生産の2つのカテゴリーに分け、生鮮商品生産農場に雇用された労働者に対して特別の特赦計画を適用することを決めている。

1987年4月、農務省は生鮮商品のリストを発表した。これによれば、生鮮商品には、すべての果実と野菜、ポテト、種苗作物や花卉のような園芸作物、ハーブ、ホップ、クリスマスツリー、スペインヨシ、さとうきび、たばこなど広汎な種目が含まれた。

農務省は、これらの商品はすべて“生鮮商品”である。これら商品の生産には季節農業労働者の“不確実で予測できない”需要があると強弁した。

一般雇用に対する非合法労働者雇用にかんする制裁条項が1987年1月1日から発動されるのに、生鮮商品生産農場の雇主については1988年12月1日まで発動されないことになっている。また、生鮮商品生産に従事した農業労働者については、その市民権取得条件が一般労働者のそれとくらべて格段に有利であった。このため、アグリビジネス＝グロワーは生鮮商品のできる限り広い定義の実現を議員に働きかけた。農務省もまた明らかにこの立場に立っていた。

生鮮商品生産農場にかんする特別農業労働者(SAW)計画によれば、特赦の対象となる非合法入国労働者は、1986年1月までに入国していればよいとされている。そして、1984、1985、1986年のそれぞれ5月に終るいずれか1年の間に、生鮮商品生産にかんして最低90日の季節農業労働に従事していれば特赦の対象になるとされた。継続的居住の必要もなかった。

一般特赦の申請者が1982年1月1日以降継続的に居住していたことを証明せねばならないとされたのとくらべて、生鮮商品生産農場に雇われた非合法労働者の特赦条件はこのように格段に寛大である。また、90日の労働者日数についても、1日の労働日は1時間以上従事すればよいとされたし、この特別農業労働者計画の労働者は英語のテストを経ずにグリーンカードを取得できることになっている。

そして、特赦申請書類の提出期間も1987年1月1日から1988年11月30日とされ、一般特赦のそれとくらべて著しく有利な取扱いとなっている。INSは、この特別農業労働者計画による資格取得者を約40万人と推定している(1988年1月までの特赦申請提出者は約26万人)。

新移民法の農業特別条項は非合法外国人農業労働者の市民権取得に対して寛大な措置(特

別農業労働者計画)を規定しているだけでなく、さらに、農業労働者補充計画(Replenishment Agricultural Worker Program)(RAWP)というゲストワーカー利用への道をひらいている。

これは、特別農業労働者計画によって合法化され定住資格を与えられた労働者が、その後もひきつづき農業雇用の分野に留まる保証がないことから、生鮮商品生産分野において労働者不足が生じたときの対応として、新しく外国人農業労働者を導入しようとしたものである。

この農業労働者補充計画による外国人労働者の利用は、生鮮商品生産農場の非合法労働者の特赦申請手続期間が終る1989年以降可能となる。補充労働者としての外国人農業労働者導入の条項は、生鮮商品生産の分野において、労働力不足があることについて労働長官と農務長官が同意すれば発動されることになっている。

しかし、アグリビジネス＝グロワー側がみせかけの労働力不足状態をつくり出して外国人労働者の導入を計るだろうことは容易に想定されるパターンである。

このさい、入国を許可される補充農業労働者の人数は、特別農業労働者計画による定住資格取得者(推定40万人)の95%にとどめることになっている。

ブラセロ計画はこのような曲折したかたちで復活したといつてよい。このような経緯からみても、アグリビジネス＝グロワーにとって、メキシコ低賃金労働者の利用がいかに不可欠なものであるかが知られよう。

(3) 新移民法の作用

新移民法が、こんごの移民の流れやかたちに多様な影響をおよぼすことになるのは明らかであろうと思われる。もちろん、その作用は複雑かつ多面的であつて、早急な予測は困難である。とりあえず、以下の2つの点が指摘されている(Martin, 1987(b), pp. 96~97, Martinez, Farmline vol. ix, No. 3, March 1988)

第1は、雇主制裁の条項は、分野によって、きわめて不均等な作用をもたらすだろうということである。もともと、この条項は、国境をこえる非合法入国はとめることが不可能であるということを暗黙裡に前提としたうえで、新移民法に含められたものである。非合法的に国境をこえる外国人の圧倒的部分は働くために仕事場を求めてアメリカにやってくるのであるから、これらの外国人を雇入れる雇主に制裁を課することによって、“労働市場の入口で、メキシコ人「非合法」労働者の雇用機会は農業部門と都市の小規模製造業部門およびビル清掃、レストランやホテルの雑役などのサービス部門に集中している。

製造業部門の大部分の雇主は、従来、それほど意にもとめずに「非合法」外国人労働者を雇用してきたが、今では、注意ぶかくこれらの労働者を選び分けはじめているという。

ところが、従来とも、大規模に「非合法」外国人労働者の雇用に依存してきた農業労務請負人 (Farm Labor Contractors) のような雇主には、雇主制裁条項もほとんど効果はないだろうという見方が一般的である。

大規模グロワーは、直接に、農業労働者を雇用してそれらに賃金を支払うというやり方ばかりでなく、農業労務請負人に仕事を請負わせるかたちで農業労働者を調達、使用するものも多い。農業労務請負人は労働者の募集、輸送、就業の仲介をする。法律的には、これら労働者の雇主は労務請負人である。

労働者はこれら労務請負人のチームに入りその監督のもとで働き賃金をもらうが、その賃金はピンはねされるのが常識である。そして、この労務請負人が雇用する労働者の大きな部分は「非合法」外国人労働者である。たとえば、「観察者の多くは、大部分のカリフォルニアの農業労務請負人が雇用する労働者の少くとも50%は非合法労働者であるとみている」(Martin, (b), p. 96)

1963農業労務請負人登録法が1974年に改正されて、非合法労働者であることを承知のうえで募集、雇用、使用した労務請負人は連邦政府の制裁をうけることになった。

ところが、1980年代中頃には、以前よりも明らかに多くの非合法労働者を雇用する労務請負人が一層多数みられるようになってきているという。

連邦政府は1976、1978年の同法改訂、さらに、1982 移動・季節労働者保護法制定によって労務請負人の非合法的活動を規制しようとしてきた。しかし政府のこのような企図にもかかわらず労務請負人の活動は明らかに拡大している。従来、労働者を直接に雇用していた農場主のなかにも、さいきんでは、労務請負人を通ずる雇用に切り替える傾向がでている。

この動きは農業センサスのデータによっても確認しうる。(表12) 1974年と1982年の農業センサス結果をくらべると、労務請負人をつうずる雇用は、農場数についても支払賃金額についても、直接雇用のそれよりも明らかに大きな増加率を示している。(日本統計研究所、『統計研究参考資料No.26』「アメリカ合衆国における農業労務請負制」1986年12月をみよ。)

新移民法の作用の第2は、雇主制裁条項や労働者特赦条項が、部分的にでも、機能してくるならば、経営側一般の労働費 (labor costs) の増大は避けられないだろうということである。

とくに低賃金の「非合法」労働力への依存を不可欠のものとしてきた多くのグロワーにとって問題は深刻であろう。彼等は1980年以降、賃金の引上げをやらずにすませてきている。

それは、「非合法」労働力の豊富な供給の持続と農業労働組合活動 (主としてUnited Farm Workers) のひきつづく低調に主として依っている。

新移民法による雇主制裁や「非合法」労働者の合法化などが実現しはじめれば、最低賃金は大巾に上昇することになりグロワーにとって労働費の増大は必至となるであろう。

表12 アメリカ農業の雇用労働

	1974	1982	増加率	
全 国				
雇用した農場数	直接雇用	831,340	869,837	4.6
	労務請負人を通じて雇用	119,385	139,336	16.7
支払賃金 (百万ドル)	直接雇用	4,652	8,441	81.4
	労務請負人を通じて雇用	521	1,104	115.6
カリフォルニア				
雇用した農場数	直接雇用	31,268	40,057	28.1
	労務請負人を通じて雇用	13,330	18,149	36.2
支払賃金 (百万ドル)	直接雇用	1,043	1,819	74.4
	労務請負人を通じて雇用	186	414	122.6
フロリダ				
雇用した農場数	直接雇用	11,115	12,987	16.8
	労務請負人を通じて雇用	3,795	5,610	47.8
支払賃金 (百万ドル)	直接雇用	264	480	81.8
	労務請負人を通じて雇用	80	201	151.3
テキサス				
雇用した農場数	直接雇用	62,065	63,080	1.6
	労務請負人を通じて雇用	20,948	22,528	7.5
支払賃金 (百万ドル)	直接雇用	301	480	59.5
	労務請負人を通じて雇用	46	88	91.3
果実・野菜・園芸農場				
雇用した農場数	直接雇用	56,919	57,412	0.9
	労務請負人を通じて雇用	16,172	30,711	89.9
支払賃金 (百万ドル)	直接雇用	1,470	2,796	90.2
	労務請負人を通じて雇用	265	683	157.7
販売額50万ドル以上農場				
雇用した農場数	直接雇用	10,934	25,578	133.9
	労務請負人を通じて雇用	2,626	6,202	136.2
支払賃金 (百万ドル)	直接雇用	1,704	3,865	126.8
	労務請負人を通じて雇用	205	574	180.0

1974, 1982農業センサスより作成

しかし、グロワーは労働費の増大を、そっくりそのままアグリビジネス企業に転嫁することは困難である。

もともと、アグリビジネス企業との契約下で農産物生産を行うグロワーは、農産物のコストとアグリビジネス企業の買上価格との板ばさみ(Cost-Price Squeeze)という圧迫を不断にうけているために、低賃金の「非合法」労働者の雇用を必至のものとしてきたのである。

グロワーにとって、賃金の上昇は、その分だけ利潤をきりくずされることに通じる。

これらのことからもとくにアメリカの果実・野菜部門の世界市場競争力は弱まらざるをえないであろう。

そして、より労働コストの低い国々(ラテンアメリカなど)が、アメリカが失う分のマーケットシェアを拓ける。

参考文献

- (1) Briggs, Vernon M., Jr., 1984. *Immigration Policy and the American Labor Force*. The John Hopkins University Press.
- (2) Friedland, William H., 1984. "The Labor Force in U. S. Agriculture", *Food Security in the United States*, eds. by L. Busch and W. B. Lacy. Westview Press.
- (3) Garcia Y. Gariego, Manuel, 1983. "The Importation of Mexican Contract Laborers to the United States, 1942-1964: Antecedents, Operation, and Legacy", *The Border That Joins*, eds. by P. G. Brown and H. Shue, Totowa, N. J., Rowman and Littlefield.
- (4) Majka L. C. and T. J. Majka, 1982. *Farm Workers, Agribusiness, and the State*, Temple University Press.
- (5) Martin, Philip L. and David S. North, 1984. "Nonimmigrant Aliens in American Agriculture", *Seasonal Agricultural Labor Markets in the United States*, ed. by Robert D. Emerson. The Iowa State University Press.
- (6) Martin, P. L., 1987(a). "It Leaves the Door Open to Agriculture", *Choices*, Fourth Quarter 1987.
- (7) ———, 1987 (b). *California's Farm Labor Market*, UC AIC Issues Paper NO. 87-1, July 1987.
- (8) Martinez, Doug, 1984. "Agriculture's Hidden Workers", *Farmline* vol. V, NO. 1, Dec-Jan 1984, ERS, USDA.
- (9) ———, 1988, "Effects of Immigration Law Uncertain", *Farmline* vol. IX, NO. 3, March 1988, ERS, USDA.

- (10) Pfeffer, Max J., 1986. "Immigration Policy and Class Relation in California Agriculture", Studies in the Transformation of U. S. Agriculture, eds. by A. Eugene Havens, et al.. Westview Press.
- (11) Reubens, Edwin P., 1983. "Immigration Problem, Limited-visa Programs, and Other Options"
The Border That Joins, eds. by P. G. Brown and H. Shue, Totowa, N. J., Rowman and Littlefield.
- (12) Samora, Julian, 1971. Los Mojados : The Wetback Story, University of Notre Dame Press.
- (13) U. S. Department of Justice, Immigration and Naturalization Service. 1986 Statistical Yearbook of the INS. October 1987.
- (14) 布井敬次郎「米国における出入国及び国籍法（上・下）」昭和60年，有斐閣